

令和 7 年 1 月

藤 沢 市 農 業 委 員 会 総 会

日時：令和 7 年 1 月 2 7 日（月）午後 2 時 4 0 分

場所：本庁舎 5 階 5－1・5－2 会議室

藤 沢 市 農 業 委 員 会

藤 沢 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

藤沢市農業委員会総会を令和５年１月２７日（月）、本庁舎５階 ５－１・５－２会議室に招集する。

出席委員は、次のとおり

１ 番	落 合 喜 治	１ ７ 番	漆 原 豊 彦
２ 番	小 林 正 幸	１ ８ 番	北 村 利 夫
４ 番	田 代 恵美子	１ ９ 番	宮 治 政 彦
５ 番	西 山 弘 行	２ ２ 番	澤 野 孝 行
６ 番	関 根 栄 一	２ ３ 番	平 川 勝 昌
７ 番	齋 藤 義 治	２ ４ 番	神 崎 享 子
９ 番	上 田 洋 子	２ ５ 番	砂 川 耕 介
１ ０ 番	吉 川 誠		
１ １ 番	飯 田 芳 一		
１ ２ 番	三 上 健 一		
１ ３ 番	吉 原 豊		
１ ５ 番	伊 澤 忠 治		
１ ６ 番	井 出 茂 康		

欠席委員は、次のとおり

３ 番	永 野 良 徳	８ 番	井 上 哲 夫
１ ４ 番	加 藤 登	２ ０ 番	安 藤 康 彦
２ １ 番	佐 藤 智 哉		

農業委員会事務局職員の出席は、次のとおり

事務局長	幸 田	主 幹	坂 間	主 査	森
主 査	久 保				

委員会の日程は、次のとおり

- 日程第 1 議案第 65号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第 2 議案第 66号 非農地証明願について
- 日程第 3 議案第 67号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 日程第 4 議案第 68号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願
について
- 日程第 5 議案第 69号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等の申し出
について
- 日程第 6 報告第 70号 農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法に基
づく農用地利用集積計画の決定について
- 日程第 7 議案第 71号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案
に対する意見について
- 日程第 8 議案第 72号 市民農園区域の指定変更（廃止）について
- 日程第 9 議案第 73号 市民農園整備運営計画の変更（廃止）について
- 日程第 10 議案第 74号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について
- 日程第 11 報告第 20号 農地の貸借の合意解約通知について
- 日程第 12 報告第 21号 藤沢市農業委員会規程第9条第2項に基づく報告につ
いて

開会 午後２時４０分

事務局（幸田事務局長） 大変お待たせをいたしました。

ただいまから「藤沢市農業委員会総会」を開催いたします。

それでは、本日の委員の出席状況を申し上げます。委員の総数２５名、現在出席していただいているのは２０名となっております。

〔事務局・議案書等資料訂正箇所 説明〕

事務局（幸田事務局長） それでは、初めに齋藤会長から御挨拶をお願いいたします。

会長（齋藤義治委員） 皆さん、こんにちは。委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中を総会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

令和７年度、最初の総会でございます。本年もどうぞよろしくお願いを申し上げます。

昨年度は、皆様方の御協力というか、「地域計画」あるいは「目標地図」を各地域で作成させていただきました。そして、その場へ１６地区、私もかなり参加をしたのですが、この４月には、その「地域計画」が発表になるわけですが、藤沢地区は、１６地区中１１地区が「地域計画」、「目標地図」の策定と聞いております。５地区が、今回は見合わせというか保留という形になったようでございます。

そうした中で、今、国会も開催されておまして、農業予算も新しいのがいろいろ出てきておりますが、それを幾つか見てみますと、最初の題目の中に、必ずと言っていいほど「地域計画」とか「目標地図作成」が条件になっております。それが、補助金や助成金の対象になるようでございますので、地区にひもづけられていくことが、ある程度決定されております。

この「地域計画」を策定することは、５年後、１０年後ということで、どういう結果が出るかは、先々のことですから分かりませんが、今回のこの「地域計画」においては、皆様方、地域の方で話し合って決めていただいたと理解をしておりますので、これから先の農業のことを考えながら策定されたものだという事は感じております。

そういうことで、いろいろな条件がございますけれども、ぜひとも補助金、助成金を使っていただきたいと思っております。

それでは、1月の総会を開会いたします。よろしく御協力のほどをお願い申し上げます。

事務局（幸田事務局長） 齋藤会長、ありがとうございました。

これより議事に入りますが、藤沢市農業委員会総会会議規則第5条の規定に基づき、齋藤会長に議長をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

議長（齋藤義治委員） それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

なお、本会議を公開することに御異議はございませんでしょうか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） 事務局、本日の傍聴人はいらっしゃいますか。

事務局（久保主査） いいえ、いらっしゃいません。

議長（齋藤義治委員） はい。

それでは、これより会議を開きます。

議事録署名人につきましては、議席番号順により、13番の吉原 豊委員と15番の伊澤忠治委員の御両名をお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。

日程第1、議案第65号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局からの説明を求めます。

森 主査。

事務局（森 主査） それでは、「農地法第5条の規定による許可申請について」、御説明をさせていただきます。

地区、御所見・遠藤。番号1。譲受人、住所氏名、記載のとおり。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。耕作者、同左人。当該農地、打戻の1筆。地目、畑。地積、80㎡。内容、所有権移転。転用目的、駐車場。農用地区域除外日、昭和59年4月20日。農地種別、第3種農地。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号 1 について意見を求めます。

16 番、井出委員。

16 番（井出茂康委員） 資料は 1 ページをお開きください。

本件の申請地につきましては、「御所見市民センター」から南に約 350 m の土地になります。

農地の区分は、前面が建築基準法上の道路であり、水道管及び下水道管が埋設されており、近隣には御所見市民センターと中里小学校があるため、「第 3 種農地」と判断いたしました。

譲受人は、介護業を営んでおり、これまで、茅ヶ崎市に訪問介護で使用する車両の駐車場を借りていましたが、藤沢市内の訪問介護件数が増加してきたことから、訪問介護の現場や事業所からのアクセスがよい申請地を駐車場に転用する計画とのことです。

申請地は道路に囲まれており、出入口は南側で、それ以外は地上高約 50 cm になるよう土留鋼板を設置し、被害防除とします。

敷地内は、碎石敷きにして転圧処理し、雨水については、敷地内浸透処理とします。

地区協においては、譲受人である法人の代表と面談し、周辺の道路等に影響がないよう十分配慮することなどについて指導しました。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — —
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第 65 号について、許可をすることに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第 65 号について、許可することに決定をいたします。

次に移ります

日程第2、議案第66号「非農地証明願について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

森 主査。

事務局（森 主査） それでは、「非農地証明願について」、御説明をさせていただきます。

地区、六会・長後。番号1。申請人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、石川の1筆。地目、田。地積、369㎡。内容、平成14年頃より資材置場及び駐車場敷地として利用し、現在に至る。確認資料、平成19年航空写真。農地種別、第2種農地。現地確認日、令和7年1月16日。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局からの説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

4番、田代委員。

4番（田代恵美子委員） 資料は3ページをお開きください。

本件の申請地は、藤沢市消防防災訓練センターから北に約200mの土地になります。

申請地は、平成14年頃から、資材置場及び駐車場敷地として利用し、現在に至っているとのこと。

農地の区分は、農用地区域外であり、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、「第2種農地」と判断しました。

神奈川県「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」に規定する非農地の定義を全て満たしており、令和7年1月16日に現地調査を行い、申請どおりであることを確認しております。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — — — — — — — — — — — — —
— — — — — — — — — — — — — — — —

議長（齋藤義治委員）　ないようでございますので、採決をいたします。

議案第 66 号について、承認をすることに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員）　それでは、議案第 66 号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第 3、議案第 67 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

森 主査。

事務局（森 主査）　それでは、「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、御説明をさせていただきます。

地区、藤嶋・村岡・明治。番号 1。被相続人、住所氏名、記載のとおり。相続人、住所氏名、記載のとおり。特例農地、大庭の 4 筆。地目、いずれも田。地積、4 筆合計 1, 981 m²。区域区分、全て農用地区域。相続開始年月日、令和 6 年 5 月 13 日。経営面積、1, 981 m²。現地確認日、令和 7 年 1 月 16 日。

続きまして、番号 2。被相続人、住所氏名、記載のとおり。相続人、住所氏名、記載のとおり。特例農地、大庭の 9 筆と瀬郷の 1 筆。地目、記載のとおり。地積、10 筆合計 4, 870. 76 m²。区域区分、記載のとおり。相続開始年月日、令和 6 年 7 月 16 日。経営面積、4, 870. 76 m²。現地確認日、令和 7 年 1 月 16 日。

以上です。

議長（齋藤義治委員）　事務局の説明が終わりました。

それでは、番号 1 について意見を求めます。

5 番、西山委員。

5 番（西山弘行委員）　本件につきましては、令和 7 年 1 月 16 日に相続人と事務局職員及び私で、現地確認を行いました。

現地の状況は、水稻の作付け準備中であり、全て適正に管理されていました。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — — — — — — — — — — — — — — —
— — — — — — — — — — — — — — — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、続きまして、番号２について意見を求めます。

５番、西山委員。

５番（西山弘行委員） 本件につきましては、令和７年１月１６日に相続人と事務局職員及び私で、現地確認を行いました。

現地の状況は、野菜と果樹の栽培中及び水稻の作付け準備中であり、全て適正に管理されていました。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — — — — — — — — — — — — — — —
— — — — — — — — — — — — — — — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第６７号について、承認をすることに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第６７号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第４、議案第６８号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

久保主査。

事務局（久保主査） 「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」、御説明いたします。

番号１、買取り申出事由の生じた者の住所及び氏名、記載のとおり。買取り申出事由、死亡。買取り申出事由発生日、令和６年８月１２日。農業従事者の区分、農業の主たる従事者。申出をする者の住所及び氏名、申出事由の生じた者との関係、記載のとおり。買取り申出をする土地、所在及び地番、記載のとおり。地目、畑。地積、９３８㎡。

本申請について、申出人（台帳：１００日）に、買取り申出事由の生じた者（台帳：基幹１５０日）の状況確認を行ったところ、亡くなる前まで畑の栽培管理を行っていたとのことでした。

また、申請地を現地調査したところ、野菜等の作付けはされておらずでした。

以上のことから、買取り申出事由の生じた者が「主たる従事者」であったものと判断いたしました。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。

何かございましたら、お願いをいたします。

— — — — —
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第６８号について、承認をすることに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第６８号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第５、議案第６９号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等の申し出について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

久保主査。

事務局（久保主査） 議案書 6 ページから御説明いたします。

「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等の申し出について」です。

番号 1 から番号 3 及び番号 5 から番号 6 は、打戻で 1 1 4 a を耕作する方の更新借受分です。

番号 4 は、認定農業者である法人から、農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転の申し出がなされたものです。

資料は 4 ページからお開きください。

当該地については、打戻榎戸交差点より南西に約 1 0 0 m に 1 筆、宇都母知神社より北東に約 2 5 0 m に 1 筆、南に 5 0 m に 1 筆の農地となります。

所有権移転を受ける法人は、打戻を中心に 8 1 8 a を耕作する法人で、当該地ではネギや水稻などを栽培していく予定となっております。

番号 7 は、高倉で 2 4 a を耕作する法人の更新借受分です。

番号 8 は、大庭を中心に 1 3 5 a を耕作する法人の新規借受分で、当該地では野菜を栽培する予定となっております。

なお、現地確認を行い、特段問題はございませんでした。

以上で、説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。

この中で、私から、一つ質問というか、状況を知りたいのですが、7 番の状況を知っている方はいらっしゃいますか。

1 3 番（吉原 豊委員） ちゃんとやっていますよ。

議長（齋藤義治委員） どのような経営をしているのでしょうか。

1 3 番（吉原 豊委員） 経営の内容はよくわかりません。

議長（齋藤義治委員） 何をつくっているんですか。

1 3 番（吉原 豊委員） 薬物ですよ。ずっと見ていますが、きれいですよ。いつも 5、6 人来てやっているのかな。土日のたびにやっていますよ。

議長（齋藤義治委員） そうですか。多分こういう会社が、これから藤沢市内にもかなり進出をしてくると思いますので、これから、どのようになっていくか、ち

よっと見守りたいなと思っていますので。

他にございませんか。

— — — — — — — — — — — — — — — — — —
— — — — — — — — — — — — — — — — — —

議長（齋藤義治委員） それでは、ほかにはないようでございますので、採決をいたします。

議案第 69 号について、承認をすることに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第 69 号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第 6、議案第 70 号「農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

久保主査。

事務局（久保主査） 議案書 9 ページを御覧ください。

「農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」、御説明いたします。

番号 1 は、打戻で 0.6 a を耕作する方の新規借受分で、当該地では水稻を作付けしていくとのことことです。

番号 2 は、打戻を中心に 2.9 a を耕作する方の更新借受分です。

番号 3 は、鎌倉市で 1.6 a を耕作し、藤沢市において、新たに農業を開始する方で、資料は 8 ページからとなります。

当該地では、玉ネギ等を栽培し経営していくとのことことです。

御所見・遠藤地区の地区協議会におきまして、本人と面談し、就農計画等について確認しております。

番号 4 及び番号 5 は、大庭を中心に 9.0 a を耕作する方の新規借受分で、当該地では水稻を作付けしていくとのことことです。

なお、現地確認を行い、特段問題はございませんでした。

以上で、説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。

何かございましたら、お願いします。

神崎委員。

24番（神崎享子委員） 9ページの就農状況、就農計画のところで、ちょっと分らなかったのを教えてほしいのですが、「農業の技術・知識を習得するための研修」というところの研修先（研修の名称）、これに、農業技術センターの「かながわ農業版MBA研修」とありますけれども、7月から2月の時期に、研修内容など書いてありますが、具体的にどのようなものを行っているのか…

16番（井出茂康委員） 農業版MBAなど、そちらのことについては分からないのですが、この方は、農家の息子です。シクラメンをやっていた農家の息子です。それで、親と違うことをやりたいからというのでやっているということで、基本的に新規就農ではないはずです、捉え方として。

24番（神崎享子委員） 分かりました。ただ、私、新規就農で、後継者にも新規就農の補助を認めてくださいと要望をしていたときに、親と違う形態のことをやると出ますよということでしたので、それで、この人はもらえていますか。

16番（井出茂康委員） お金のことまでは分からないのですが……。

24番（神崎享子委員） 私、後継者にも新規就農の補助金を出してほしいということとをずっと言っていて、それで……

議長（齋藤義治委員） それは改正されて、今年の4月から親と一緒に新規就農には出るようになりました。農業水産課にも幾つか問い合わせがあるようです。

24番（神崎享子委員） そうですか。それならよかったです。でも、この人はどうか分かりませんが……。

議長（齋藤義治委員） その方が、鎌倉の農業委員会に言えば出ると思います。

16番（井出茂康委員） 鎌倉で、この人自体が親から独立してやっているの、それで、自分が藤沢に来てやるのが、今まで土地がなくて、初めて土地を借りてやるということで、新規就農の藤沢の農業委員会に係っているだけなので、基本的には、多分もう何年かやっているはずですよ。

事務局（森 主査） そうですね、井出委員がおっしゃったとおり鎌倉市で、農家世帯としてやっており、今回、露地野菜等をやりたいということで、御所見・遠藤の地区協でもお話がありまして、それで、今回、藤沢で新たに瀬郷の土地でやられるということで協議をして、いろいろお話を伺いました。そういう経緯があります。

議長（齋藤義治委員） 今、神崎委員の質問の中で、「かながわ農業版MBA修了生」と書いてあるけれども、神奈川農業技術センターの「かながわ農業版MBA研修」というのは、これは何ですかというのは……。

24番（神崎享子委員） それも分からなかったの、教えてください。

事務局（森 主査） こちらは、確認をして、また御説明をさせていただければと思います。申し訳ありません。

議長（齋藤義治委員） その他に何かございませんか。
西山委員。

5番（西山弘行委員） 今の件ですけれども、これだと鎌倉から瀬郷までの通勤農業になるので、やり切れるのかなというのが素朴な疑問ですけれども、結局、行って帰ってくるだけで、それこそ半日、1日かかってしまいますから……

24番（神崎享子委員） ただ、鎌倉にはそれだけの土地がないということなのでは……

17番（漆原豊彦委員） あの辺は、横浜のほうから来たりとかしている人も結構いるので、確認はして、30分ちょっとぐらいです、ということで、そして、つくるものが土の中のものなので、毎日行き来したりとか、そういうことはなるべくしないようにして、収穫とかもまとめてやりたいということで、それならいいのかなと思って、確認はしています。

16番（井出茂康委員） 本人の気持ちとしては、毎日通うのではなくて、1回ドカ

ッと行って、とって出荷して、そこはおしまい。それで、バツと作付けして、そこは作付けしたらおしまいというふうに、今のところは考えているようでした。

17番（漆原豊彦委員） 学校給食を中心にやりたいということなので、本人はそういうふうに言っていて、ジャガイモとか玉ネギをやりたいということでした。

議長（齋藤義治委員）　御所見・遠藤地区の協議会にも、個人の紹介シートが出ていて、その最初にありますが、鎌倉市の農家の６代目だそうでございます。ですから、農業のことはかなり分かっているようで、まあ大丈夫かなというふうなことを感じました。

5 番（西山弘行委員） 借り手も貸し手も分かっているんだけど、ただ、純粹に
通い切れるのかなというのが……

議長（齋藤義治委員） そのほかに何かございませんか。

議長（齋藤義治委員）　ないようでございますので、それでは、採決をいたします。

議案第 70 号について、承認をすることに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案 70 号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第 7、議案第 71 号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

久保主査。

事務局（久保主査） それでは、議案書 11 ページから御説明させていただきます。

番号1は、用田を中心に397aを耕作する方の更新借受分です。

番号2は、打戻と獺郷で32aを耕作する方の更新借受分です。

番号3は、大庭を中心に40aを耕作する方の更新借受分です。

なお、現地確認を行い、特段問題はございませんでした。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めたいと思います。

— — — — —
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第 7 1 号について、承認をすることに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第 7 1 号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第 8、議案第 7 2 号「市民農園区域の指定変更（廃止）について」及び
日程第 9、議案第 7 3 号「市民農園整備運営計画の変更（廃止）について」を
上程いたします。

事務局の説明を求めます。

森 主査。

事務局（森 主査） それでは、事務局から説明をさせていただきます。

資料は、別添の書類がございますので、確認をいただきながらお願いいたします。

日程第 8、議案第 7 2 号

市民農園区域の指定変更（廃止）について

2 0 2 5 年（令和 7 年） 1 月 2 7 日提出

藤沢市農業委員会

会 長 齋藤義治

提案理由

健康と文化の森地区土地区画整理事業に伴い、遠藤ふれあい農園区

域が市街化区域に編入されたことにより遠藤ふれあい農園を廃園することとなったことから、平成9年に指定した市民農園区域を変更（廃止）するため、市民農園整備促進法第4条第5項の規定において準用する同条第2項の規定により、市民農園区域変更指定調書（廃止）を添えた協議依頼がありました。

市民農園整備促進法の運用について第3の8項の規定において準用する同第2項の規定により、市民農園区域の指定（廃止）については、農業委員会の決定を経る必要があるため、法第4条第1項各号に掲げる案件の全てについてお諮りするものです。

続いて、

日程第9、議案第73号

市民農園整備運営計画の変更（廃止）について

2025年（令和7年）1月27日提出

藤沢市農業委員会
会 長 齋藤義治

提案理由

健康と文化の森地区土地区画整理事業に伴い、遠藤ふれあい農園区域が市街化区域に編入されたことにより遠藤ふれあい農園を廃園することとなったことから、市民農園整備運営計画を変更（廃止）する必要があり、市民農園整備促進法第7条第6項の規定において準用する同条第3項の規定により、市民農園運営計画の変更（廃止）については、農業委員会の決定を経る必要があるため、お諮りするものです。

以上になります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。

— — — — —
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第 7 2 号及び議案第 7 3 号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第 7 2 号及び議案第 7 3 号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第 1 0、議案第 7 4 号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

坂間主幹。

事務局（坂間主幹） 日程第 1 0、議案第 7 4 号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」でございます。

こちらにつきましては、令和元年に、他県の農業委員会において不祥事が多発したことを受けまして、全国農業会議から、綱紀粛正を図るため、各農業委員会で申し合わせ決議を行うよう通達があったものでございます。こちらにつきましては、毎年行いなさいということでございますので、今回も読み上げさせていただきます。

それでは、読み上げさせていただきます。

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法

令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

記

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。
2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するため、研修等を通じて意識啓発を図ること。

令和7年1月27日

藤沢市農業委員会

以上で、事務局の説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。

西山委員。

5番（西山弘行委員） 今言ったこと全て、特に事務局、ちゃんと守っていただきたい。過去には、幾ら報告しても、何も返事がない。あと、議事録の改ざんまがいのこともありました。ぜひ、このとおり徹底していただきたい。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 坂間主幹。

事務局（坂間主幹） 議事録につきましては、先月の総会でもございましたけれども、局長から、皆さんの御意見の中から一部を議事録から削除させていただきますというようなお話もあったと思いますが、根本的に、総会の議事・運営という中で、議案に関する意見を記事録の中には載せていくものと考えております。

また、皆さん方からの忌憚のない御意見につきましては、一部、議事録から削除させていただくような場合もございましたことは、事務局としても、その辺は整理をさせていただいている状況でございます。

以上です。

議長（齋藤義治委員） よろしいですか。

5 番（西山弘行委員） 議事に基づいて、と言うならば、ちょっと具体例を挙げますと、私が質問したことに対して、返ってきた回答がちゃんと載っていないという事例がありました。だから、議事録の中では、私が質問して、一人で解決したみたいな形にしてありました。実際は、別の方が回答をしていたにもかかわらずです。

「議事に則って」と言うのなら、私の意見そのものも削除されていなければおかしいと思います。

議長（齋藤義治委員） 坂間主幹。

事務局（坂間主幹） 西山委員から御指摘がありましたように、こちらに書いてある「法令遵守」ということでございますので、今後、議事録作成につきましては、その辺のことも鑑み、細心の注意を払って議事録を作成していきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

5 番（西山弘行委員） よろしくをお願いします。

議長（齋藤義治委員） 具体的にどういうアレがあったんですか。

5 番（西山弘行委員） 言っていないですか。

議長（齋藤義治委員） いいですよ。

5 番（西山弘行委員） 結局、うちらみたいな都市農業をやっている人間は、畑の周りは全部家だらけだと、非常にやりにくい現場ですと言ったときに、会長が、「じゃ、田舎へ行って農業をやればいいじゃないか」と。

議長（齋藤義治委員） そんなことを言いましたっけ……

5 番（西山弘行委員） 言った人は覚えていないかもしれないけれども、言われた人は、はっきり覚えているんですよ。

それって、市長が言っていることと真逆ですよ。市長は、「都市農業を守っていきましょう」と、はっきり断言しているんですよ、挨拶で、常に。にもかかわらず、「じゃ、こんなところでやらないで、田舎へ引っ越してやればいいじゃないか」と、そういう回答をされたんですよ。

ただ、その回答の部分に関しては、忖度したのか何なのか分からないけれども、議事録には載っていませんでした。まるで、私が一人で質問して、一人で解決したように書いてありました。

議長（齋藤義治委員） 私の記憶の中では、都市農業でやると、周りにはかなり住宅が張りついているので、農業はやりにくいということは言ったことがあります。その先の「そこでできなかつたら田舎へ行ってやれ」とは、言った覚えはありません。そういうことは、言った覚えはありません。

ただ、都市農業は、先ほど言ったように、住宅地が張りついているので、非常に農業がやりにくいということは、何度か言った記憶はあります。その先は、言った記憶は一切ございません。

5 番（西山弘行委員） 結局そういう回答になるんですよね。

議長（齋藤義治委員） ほかにはございますか。

議長（齋藤義治委員）　ないようでございますので、それでは、採決をいたします。

議案第74号について、承認をすることに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第 74 号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第 11、報告第 20 号「農地の貸借の合意解約通知について」を上程いたします。

事務局からの説明を求めます。

久保主査。

事務局（久保主査） 議案書17ページをお開きください。

「農地の貸借の合意解約通知について」、御説明いたします。

権利の設定を受けていた者、記載のとおり。権利の設定をしていた者、記載のとおり。権利の設定をしていた土地、大庭の田。地積、合計 1, 9 8 2 m²。

設定をしていた権利、使用貸借権。期間、令和5年6月1日から令和8年5月31日。合意解約日、令和7年1月9日。通知日、令和7年1月9日。

以上で、説明を終わります。

次に移ります。

事務局の説明を求めます。

御所見・遠藤地区が1件、六会・長後地区が1件、藤鵠・村岡・明治地区が3件、合計5件となっております。

御所見・遠藤地区が２件、六会・長後地区が３件、藤嶋・村岡・明治地区が
５件、合計１０件となっております。

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、報告第21号を終了いたします。

以上で、本日予定をしておりました議事については、全て終了いたしました。

これをもちまして、1月の総会を閉会といたします。

事務局（森 主査） 1点だけ、よろしいでしょうか。申し訳ございません。

先ほど御質問がありました資料9ページの新規就農者の「研修教育施設等の名称」というところで、神奈川県農業技術センターの「かながわ農業版MBA研修」というのがございまして、そちらを、今、神奈川県のホームページで内容等を確認しましたので、御報告だけさせていただければと思います。

「神奈川県の農業生産を維持するためには、優れた経営感覚を有し、規模拡大ができる経営体の育成が必要です。そこで、経営発展に意欲のある農業者を対象に、常時雇用ができる販売金額3,000万円以上の「トップ経営体」の育成を図るため、かながわ農業版MBA研修を開催します。」ということで掲載されております。

研修内容としましては、経営管理、マーケティング、労務管理、財務管理、そして経営の目標としましては、研修で学んだことを活かし、5年後の目標達成に向けて具体的な取組を記載した経営強化プランを作成・発表するということで、研修期間は、7月下旬から翌年2月上旬までで全12回実施しているということで、ちなみに受講料はお一人1万円かかっているということでありましたので、御報告をさせていただきます。

議長（齋藤義治委員） ありがとうございます。

ということだそうでございます。

24番（神崎享子委員） ありがとうございました。

議長（齋藤義治委員） それでは、以上をもちまして、1月の総会を終了いたします。

どうもありがとうございました。

閉会 午後3時28分

以上のとおり相違ありません。

議 長 齋 藤 義 治

署名委員（ 番）

署名委員（ 番）